

小項目、適用除外がある場合の記入方法（例）

建築物移動等円滑化基準チェックシート 1 （共同住宅以外の建築物用）

便所（※1） 令14 条例7	○	1	次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置（男女別の場合はそれぞれ）	
	○	①	車いす使用者用便所(※7)を一以上設置	
	○	②	介護器具(オストメイト対応)が設置されている便所を一以上設置	
	○	2	小便器を設置する場合は、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置	
	○	3	床は滑りにくい仕上げ	
(※4)	○	4	床は滑りにくい仕上げ	
(※4)	○	5	ベビーベッド等を設置（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く）、便所の出入	設けてない場合は、斜線を引きましょう
浴室等（※2） 条例8	○	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	○	2	次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置（男女別の場合はそれぞれ）	
	○	①	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
	○	②	車いす使用	出入口の幅は、枠の大きさではありません。 両開き ⇒ 使用しやすいように片側で確保します。
	○	③	出入口の幅	引き戸 ⇒ 引き残しを除きます。
○	④	戸は自動的	可能な構造とし、その前後に高低差なし	

段差の禁止 令18②一	○	1	移動等円滑化経路には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路・EVその他の昇降機を併設する場合を除く	
出入口 令18②二 条例10①一	○	1	幅（開放時有効）85cm以上（直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く）	
	○	2	直接地上に通じる出入口の幅（開放時有効）100cm以上	
廊下等 令18②三 条例10①二 (※5)	○	3	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	○	1	適用を受けないものには斜線を引きましょう	
	○	2	支障のない場所の設置	
	○	3	使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	○	4	階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	11
○	5	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	12	
傾斜路(屋内) 令18②四 条例10①三	○	1	幅 140cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）	
	○	2	勾配 1/12以下	
	○	3	手すりの設置	
	○	4	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の平坦な部分の設置	図面にも記入されていますか？
	○	5	両側に側壁又は立上りの設置	
	○	6	始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	

- ◎ チェックシートに記入するだけでなく、確認時に関係法令として審査できるように必要な内容をそれぞれ図面にも記入します。（建築基準法施行規則第1条の3 表二（八十六項）シート4参照）
- ◎ バリアフリー法第17条の認定を受けているものであっても、建築物バリアフリー条例（特に移動等円滑化経路）の基準が上回るものがあります。（確認の審査事項となりますので注意しましょう。）

図書に明示すべき事項

建築基準法施行規則

(昭和25年11月16日建設省令第40号)

第1条の3

- 一 イ (省略)
- ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)に掲げる建築物にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
- (1) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書
(以下、省略)
- 二 (抄)

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(八十六)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令379号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造
			移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法
		各階平面図	客室の数
			移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置
			車いす使用者用客室及び案内所の位置
			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置
			移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造
			移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造
			車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
			移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造
			階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造